

防衛監察本部達第4号

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号）第9条の規定に基づき、防衛監察本部任期付隊員選考委員会規則を次のように定める。

平成20年7月31日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部任期付隊員選考委員会規則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛監察本部任期付隊員選考委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 防衛監察本部に委員会を設置する。

（構成）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事を掌理する。

3 委員は、委員会に出席し、委員会の議事に参加する。

第4条 委員長は、副監察監をもって充てる。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）総務課長

（2）統括監察官

（3）総務課企画室長

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、任期付隊員の採用候補者の選考及び委員長の指定する事項の審議を行う。

2 前項の任期付隊員の採用候補者の選考は、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令(平成13年防衛庁訓令第64号)第3条第3項の規定により、防衛大臣の承認を得た採用計画に基づき行う。

第6条 委員長は、議事を行うに当たり、審議上必要と認めるときは、委員会構成員以外の者から意見を徴することができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を意見書として取りまとめ、防衛監察監に報告する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

附 則

この達は、平成20年7月31日から施行する。